

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
252	<p><u>め</u>、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、<u>老朽化したため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期す。</u></p> <p>5 <u>土砂災害危険箇所</u>対策 県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、<u>土砂災害危険箇所</u>について、引き続き実態調査に努める。また、市町村は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。 (1) (略) (2) 急傾斜地<u>等災害危険地</u>の災害防止 知事は、<u>急傾斜地崩壊危険箇所の調査</u>と市町村長の意見に基づき、<u>危険箇所のうち、危険度が高く地域住民の協力が得られるものから、順次</u>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として指定を行う。 指定した区域は、平成<u>30</u>年4月1日現在<u>393</u>箇所である<u>が、危険箇所については、引き続き対象区域に指定していく。</u> (略) (3) 地すべり防止<u>法による</u>災害防止 <u>地すべり危険箇所の調査</u>と市町村長の意見に基づき、危険度が高く、地域住民の協力が得られるもの<u>から、順次</u>、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条)として指定を促進する。 指定した区域は、平成<u>30</u>年4月1日現在34箇所であり、<u>引き続き対象区域の拡大を図っていく。</u> (略) (4) <u>土砂災害危険箇所</u>における警戒・避難対策 県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、<u>土砂災害危険箇所</u>については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導する。 ア～ウ (略)</p>	<p><u>性もあるため</u>、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、<u>老朽化や耐震不足のため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。</u></p> <p>5 <u>土砂災害警戒区域</u>対策 県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、<u>土砂災害警戒区域</u>について、引き続き実態調査に努める。また、市町村は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。 (1) (略) (2) 急傾斜地<u>崩壊危険区域</u>の災害防止 知事は、<u>砂防基礎</u>調査と市町村長の意見に基づき、<u>急傾斜地の危険度</u>が高く地域住民の協力が得られるものは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として指定を行う。 指定した区域は、平成<u>31</u>年4月1日現在<u>395</u>箇所である_____。 (略) (3) 地すべり防止<u>区域の</u>災害防止 <u>砂防</u>調査と市町村長の意見に基づき、<u>地すべりの危険度</u>が高く、地域住民の協力が得られるもの<u>は</u>、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条)として指定を促進する。 指定した区域は、平成<u>31</u>年4月1日現在34箇所である。 (略) (4) <u>土砂災害警戒区域</u>における警戒・避難対策 県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、<u>土砂災害警戒区域</u>については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導する。 ア～ウ (略)</p>
256	<p>第3節 生活関連施設安全対策の推進 5 <u>簡易ガス</u>安全対策の推進</p>	<p>第3節 生活関連施設安全対策の推進 5 <u>ガス小売事業(旧簡易ガス)</u>安全対策の推進</p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

	<p>簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。</p> <p>(1) 施設・設備の安全確保</p> <p>ア 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。</p> <p>イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。</p> <p>ウ ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。</p> <p>(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底</p> <p>簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。</p>	<p>ガス小売事業者(旧簡易ガス)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。</p> <p>(1) 施設・設備の安全確保</p> <p>ア 保安規程(旧簡易ガス)に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。</p> <p>イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。</p> <p>ウ 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。</p> <p>(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底</p> <p>ガス小売事業(旧簡易ガス)の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。</p>								
257	<p>7 通信施設安全対策の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信途絶防止対策</p> <p>県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。</p> <p>ア 災害時優先電話の確保</p> <p>イ 特設公衆電話の設置</p>	<p>7 通信施設安全対策の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)通信途絶防止対策</p> <p>県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。</p> <p>ア 災害時優先電話の確保</p> <p>イ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置</p>								
259	<p>第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進</p> <p>4 租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用</p> <p>(1) 地震防災対策用資産に係る特別措置</p> <p>ア 地震防災対策用資産に係る特別償却</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象地域</td> <td>大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等</td> </tr> </table>	対象地域	大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域	対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等	<p>第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進</p> <p>4 租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用</p> <p>(1) 地震防災対策用資産に係る特別措置</p> <p>ア 地震防災対策用資産に係る特別償却</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象地域</td> <td>大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等</td> </tr> </table>	対象地域	大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域	対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
対象地域	大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域									
対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等									
対象地域	大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域									
対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等									

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

260	特例の対象になる資産	<p>(平成 21 年 3 月 31 日以前の取得) 動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸</p> <p>(平成 21 年 4 月 1 日から <u>23</u> 年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日までに取得) ①緊急地震速報装置 (専用の放置装置を含む。)、②緊急遮断装置 (①と同時に設置される場合)、③感震装置 (①②と同時に設置される場合)</p>	特例の対象になる資産	<p>(平成 21 年 3 月 31 日以前の取得) 動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸</p> <p>(平成 21 年 4 月 1 日から <u>令和 2</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日までに取得) ①緊急地震速報装置 (専用の放置装置を含む。)、②緊急遮断装置 (①と同時に設置される場合)、③感震装置 (①②と同時に設置される場合)</p>	
	イ 特例の内容		イ 特例の内容		
	所得税・法人税 (特別償却率 (初年度))	固定資産税 (課税標準の特例)		所得税・法人税 (特別償却率 (初年度))	固定資産税 (課税標準の特例)
対象地域	大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域 (平成 21 年 3 月 31 日以前に取得した資産については一部が適用除外)		対象地域	大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域 (平成 21 年 3 月 31 日以前に取得した資産については一部が適用除外)	
対象資産	平成 21 年 3 月 31 日以前の取得の対象資産 : 8% 平成 21 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 30 日までに取得した資産 : 20%	平成 21 年 4 月 1 日から <u>26</u> 年 3 月 31 日までに取得した設備	対象資産	平成 21 年 3 月 31 日以前の取得の対象資産 : 8% 平成 21 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 30 日までに取得した資産 : 20%	平成 21 年 4 月 1 日から <u>令和 5</u> 年 3 月 31 日までに取得した設備
課税標準の特例	平成 21 年 3 月 31 日以前の取得の対象資産 : 最初の 5 年度分の課税標準を 3/4 に軽減 平成 21 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 30 日までに取得した資産 : 最初の 3 年度分の課税標準を 2/3 に軽減	課税されることと年度から 3 年度分について、課税標準を 2/3 に軽減	課税標準の特例	平成 21 年 3 月 31 日以前の取得の対象資産 : 最初の 5 年度分の課税標準を 3/4 に軽減 平成 21 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 30 日までに取得した資産 : 最初の 3 年度分の課税標準を 2/3 に軽減	課税されることと年度から 3 年度分について、課税標準を 2/3 に軽減

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

<p>268</p>	<p>第8節 災害ボランティア活動環境の整備 山梨県災害救援ボランティア本部組織</p>	<p>第8節 災害ボランティア活動環境の整備 山梨県災害救援ボランティア本部組織</p>
<p>第9節 防災訓練の実施</p> <p>県は、国、周辺都県、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と連携して、次のような訓練を実施し、予知可能な東海地震への応急対策、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震などに対</p>	<p>第9節 防災訓練の実施</p> <p>県は、国、周辺都県、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と連携して、次のような訓練を実施し、東海地震を含む南海トラフ地震、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震などに対して</p>	

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
	<p>して万全を期す。</p>	<p>万全を期す。</p>
271	<p>第10節 要配慮者対策の推進 2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成 ア <u>庁内に、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難行動要支援者を実施する。</u> イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。 ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。 エ <u>地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。</u> オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。 (2)～(5)(略) (6) 避難所における対応 市町村は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。 特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p>	<p>第10節 要配慮者対策の推進 2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成 ア <u>福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。</u> イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。 ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。 エ <u>削除</u> オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。 (2)～(5)(略) (6) 避難所における対応 市町村は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。 特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p>
272		
275	<p>第3章 地震災害応急対策 第1節 応急、活動体制 1 県本部 (1) 設置基準 災害対策基本法第23条第1項に基づき、地震発生時等において知事が県本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。 ア 震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第1節 応急、活動体制 1 県本部 (1) 設置基準 災害対策基本法第23条第1項に基づき、地震発生時等において知事が県本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。 ア 震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき</p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

276	<p style="text-align: center;">イ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき</p> <hr/> <p style="text-align: center;">ウ その他、本部長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 県本部の概要</p> <p>ア 組織系統</p> <p>イ 県本部の構成</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>オ 県本部の設置場所 県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館 4 階に設置する。 <u>電話番号(直通) (055)223-1849、232-7711～7720</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ 動員の伝達及び配備</p> <p>① ② (略)</p> <p>③ 初動体制職員 勤務時間外に発生する大規模地震に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、統括部長(防災危機管理監)は初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図ることとする。</p> <p>(3)(4)(5) (略)</p> <p>(6) 県災害警戒本部 防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が</p>	<p style="text-align: center;">イ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき</p> <p style="text-align: center;">ウ 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき。</p> <p style="text-align: center;">エ その他、本部長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 県本部の概要</p> <p>ア 組織系統</p> <p>イ 県本部の構成</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>オ 県本部の設置場所 県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館 4 階に設置する。</p> <hr/> <p>カ (略)</p> <p>キ 動員の伝達及び配備</p> <p>①② (略)</p> <p>③ 初動体制職員 勤務時間外に発生する大規模地震に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、統括部長(防災局長)は初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図ることとする。</p> <p>(3)(4)(5) (略)</p> <p>(6) 県災害警戒本部 防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が</p>
277		

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

必要と認められる場合は、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置するものとする。

ア 設置基準

県災害対策本部活動要領により、地震発生時等において、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ①震度5弱以上~~の~~地震が県内に発生したとき

- ②その他、防災危機管理監が必要と認めたとき

必要と認められる場合は、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置するものとする。

ア 設置基準

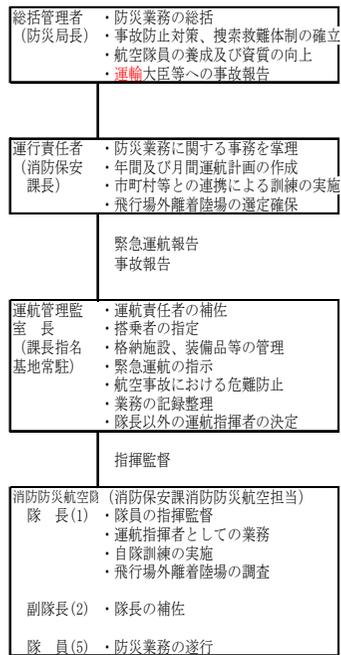
県災害対策本部活動要領により、地震発生時等において、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ①震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき
- ②南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の地震の観測
- ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき
- ④その他、防災局長が必要と認めたとき

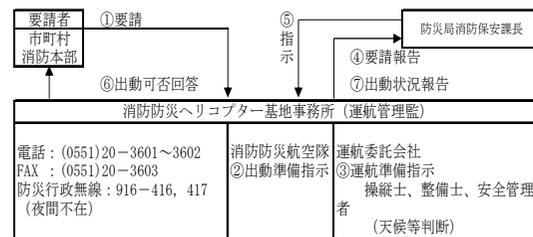
279

2 消防防災ヘリコプター

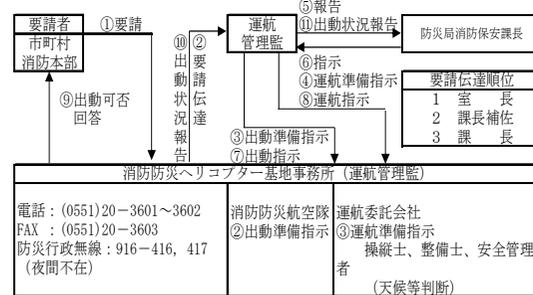
山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー



1 緊急運航連絡系統図



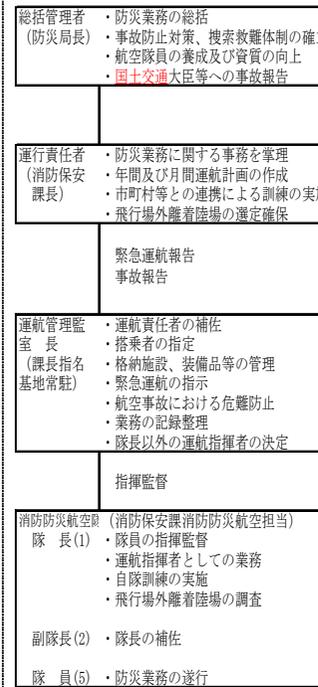
2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



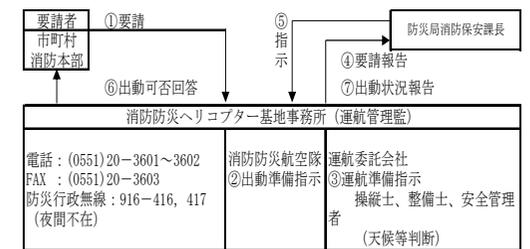
(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

2 消防防災ヘリコプター

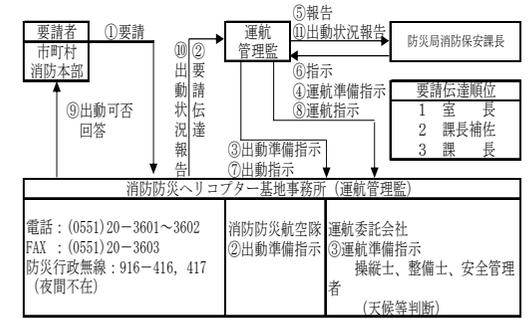
山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー



1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
281	<p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>2 地震に関する情報等の伝達</p> <p>(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表</p> <p>ア 地震情報について</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥遠地地震に関する情報 (略)</p> <p>⑦その他の情報 (略)</p> <p>イ 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 地震回数に関する情報 発表基準: 県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域(「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」)</p> <p>情報の内容: 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど</p> <p>⑥ 地震の活動状況等に関する情報 発表基準: <u>南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合</u></p>	<p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>2 地震に関する情報等の伝達</p> <p>(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表</p> <p>ア 地震情報について</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥長周期地震動に関する観測情報 発表基準: 震度3以上 内 容: <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</u></p> <p>⑦遠地地震に関する情報 (略)</p> <p>⑧その他の情報 (略)</p> <p>イ 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 地震回数に関する情報 発表基準: 県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域(「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県中部」「長野県南部」「<u>静岡県東部</u>」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」)</p> <p>情報の内容: 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど</p> <p>⑥ 地震の活動状況等に関する情報 発表基準: _____ 伊豆東部で群</p>
282		

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
289	<p><u>や</u>伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信 <u>(新設)</u></p> <p>第4節 通信の確保 1 通信手段の確保 (5) 非常通信協議会の利用 加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方__通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。</p>	<p>発的な地震活動が発生した場合等に配信 <u>⑦南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報</u> <u>発表基準:南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合</u></p> <p>第4節 通信の確保 1 通信手段の確保 (5) 非常通信協議会の利用 加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方<u>非常</u>通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。</p>
292	<p>第5節 避難活動 6 避難所 (3) 避難所の運営管理 エ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、<u>選択</u>等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>第5節 避難活動 6 避難所 (3) 避難所の運営管理 エ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、<u>洗濯</u>等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>
296	<p>第6節 緊急輸送対策 6 緊急輸送車両等の確保 (2) <u>山梨運輸支局</u></p>	<p>第6節 緊急輸送対策 6 緊急輸送車両等の確保 (2) <u>関東運輸局山梨運輸支局</u></p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず) (第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	25.0
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都堺～長野県堺	99.8
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲府市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	60.8
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)	6.0
			国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	
	140	国道140号	国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市) 埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	53.0
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市)	63.3
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府萐崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	20路線			664.8

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず) (第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	49.4
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	神奈川県堺～長野県堺	100.38
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲府市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.57
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)	6.0
			国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	53.0
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市)	63.3
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府萐崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	20路線			683.6

300

第7節 生活関係施設の応急対策

2 応急仮設住宅建設

(1) 応急仮設住宅建設用地の確保
(略)

(平成29年度応急仮設住宅建設用地調査)

調査結果 27 市町村、176 箇所、応急仮設住宅 13,044 戸分の用地を確保

第7節 生活関係施設の応急対策

2 応急仮設住宅建設

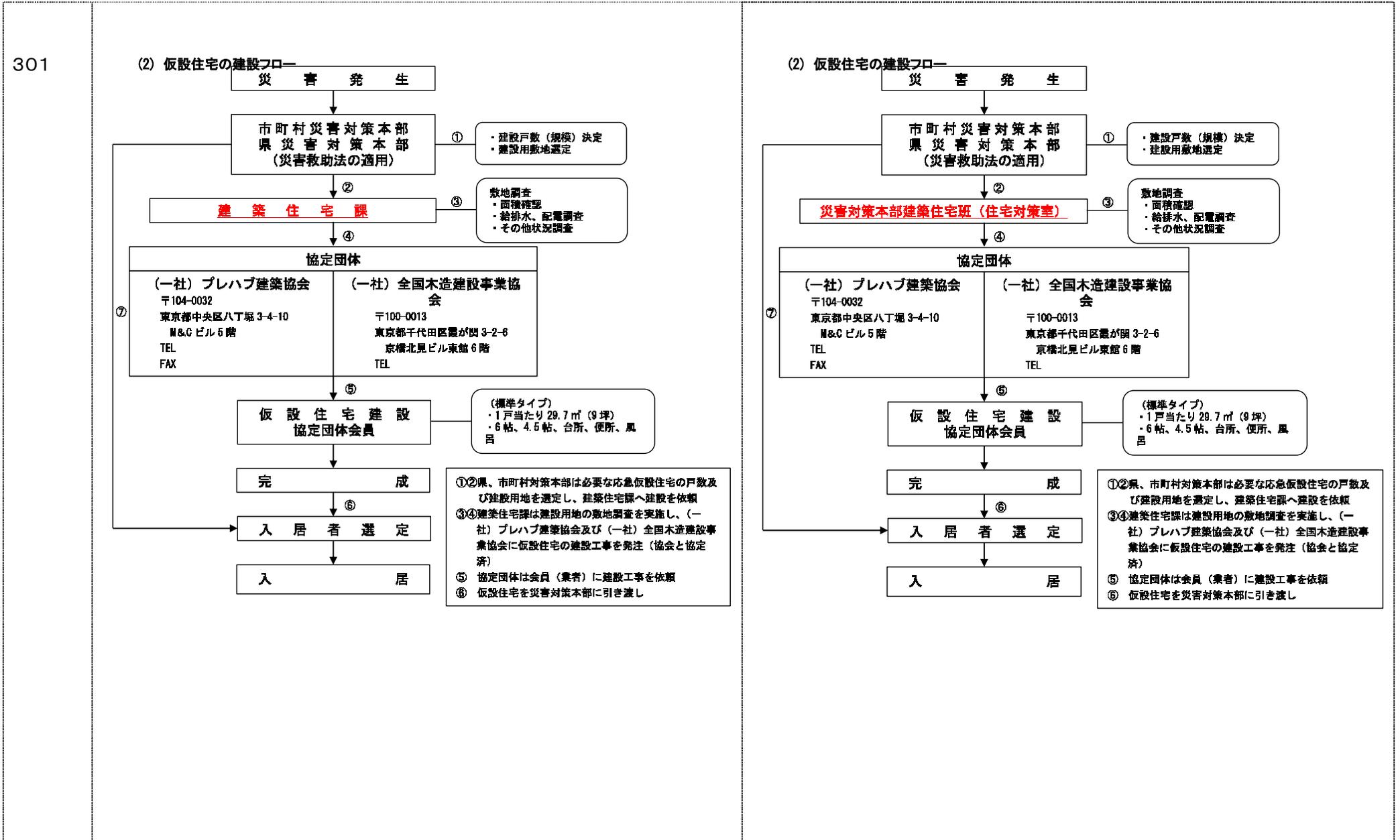
(1) 応急仮設住宅建設用地の確保
(略)

(令和元年度応急仮設住宅建設用地調査)

調査結果 27 市町村、175 箇所、応急仮設住宅 13,124 戸分の用地を確保

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---



山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

302	<h3>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給第3章</h3> <h4>(4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー</h4> <p>借上げ応急仮設住宅 フロー図1 (入居まで)</p> <p>災害発生から制度開始まで → 被災者からの申込みまで → 県と貸主の賃貸借契約締結まで → 入居まで</p>	<h3>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給</h3> <h4>(4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー</h4> <p>借上型仮設住宅 供与フロー</p> <p>初動段階 応急段階 入居中 復旧段階 退去</p>
	<h4>被災者支援応急仮設住宅借上げフロー図-2 (入居時)</h4> <p>△事前V協力依頼</p>	

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

305	7 都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策	7 都市ガス施設及びガス小売事業(旧簡易ガス)施設応急対策																								
305	8 液化石油ガス施設応急対策 (2) 販売事業者は、(一社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。	8 液化石油ガス施設応急対策 (2) 販売事業者は、(一社)山梨県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。																								
305	9 電気通信施設応急対策 (2) 応急、復旧措置 イ 応急復旧 ① 可搬型移動無線機による途絶の解消(特設公衆電話等、臨時回線の作成) ②(略) ③ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧	9 電気通信施設応急対策 (2) 応急、復旧措置 イ 応急復旧 ① 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消(______臨時回線の作成) ②(略)																								
312	第4章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動 3 防災関係機関等	第4章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動 3 防災関係機関等																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">活 動 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>管内各警察の実施する警備活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td>甲府財務事務所</td> <td>金融機関の業務状況に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>管内の情報収集及び伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東農政局(山梨支局)</td> <td>食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 概 要	関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整	甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整	関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること	関東農政局(山梨支局)	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査	以下略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">活 動 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>管内各警察の実施する警備活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td>甲府財務事務所</td> <td>金融機関の業務状況に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>管内の情報収集及び伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東農政局(山梨県拠点)</td> <td>食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 概 要	関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整	甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整	関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること	関東農政局(山梨県拠点)	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査	以下略	
機 関 名	活 動 概 要																									
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整																									
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整																									
関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること																									
関東農政局(山梨支局)	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査																									
以下略																										
機 関 名	活 動 概 要																									
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整																									
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整																									
関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること																									
関東農政局(山梨県拠点)	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査																									
以下略																										

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

316	<p>第3節 情報の内容と伝達 2 応急対策実施状況等の収集伝達 (2) 収集、伝達の方法、内容等 ① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">関係機関名</th> <th style="width: 75%;">報告事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東信越厚生局(国立病院)</td> <td>国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局甲府財務事務所</td> <td>金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局(山梨支局)</td> <td>主要食糧の県内在庫状況</td> </tr> <tr> <td>山梨運輸支局</td> <td>緊急輸送用車両確保数</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	報告事項	関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)	関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)	関東農政局(山梨支局)	主要食糧の県内在庫状況	山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数	以下略		<p>第3節 情報の内容と伝達 2 応急対策実施状況等の収集伝達 (2) 収集、伝達の方法、内容等 ① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">関係機関名</th> <th style="width: 75%;">報告事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東信越厚生局(国立病院)</td> <td>国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局甲府財務事務所</td> <td>金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局(山梨県拠点)</td> <td>主要食糧の県内在庫状況</td> </tr> <tr> <td>関東運輸局山梨運輸支局</td> <td>緊急輸送用車両確保数</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	報告事項	関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)	関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)	関東農政局(山梨県拠点)	主要食糧の県内在庫状況	関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数	以下略	
関係機関名	報告事項																									
関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)																									
関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)																									
関東農政局(山梨支局)	主要食糧の県内在庫状況																									
山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数																									
以下略																										
関係機関名	報告事項																									
関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)																									
関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)																									
関東農政局(山梨県拠点)	主要食糧の県内在庫状況																									
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数																									
以下略																										
325	<p>第7節 防災関係機関の講ずる措置 4 金融機関 (2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合 ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。 ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。</p>	<p>第7節 防災関係機関の講ずる措置 4 金融機関 (2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合 ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。 ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。</p>																								
331	<p>第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画 南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及</p>	<p>第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画 南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び</p>																								

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

発表条件は以下表のとおり

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第2節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ地震に対する国としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備

土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)において、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表された場合にとるべき対策を定める。推進地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章による。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

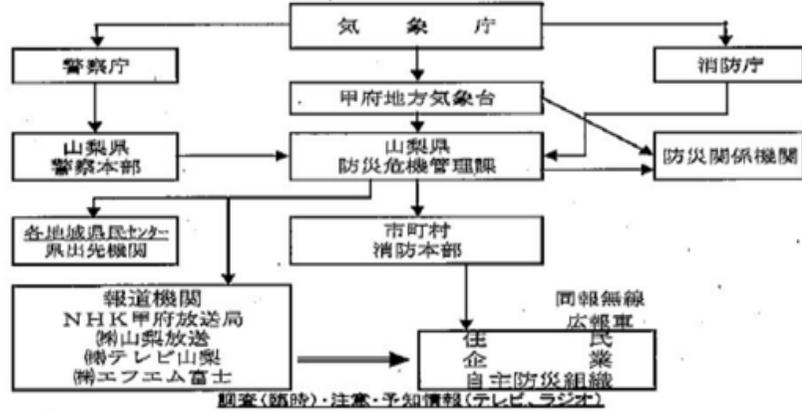
山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

332	<p><u>えの再確認を促すことを目的として行われる。</u></p> <p><u>1 県の体制</u></p> <p><u>(1)南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の情報</u> <u>県は、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合には、庁内連絡会議を開催し、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始めるものとする。</u></p> <p><u>(2)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった場合の情報</u> <u>県は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合には、庁内連絡会議を開催し、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。</u> <u>また、配備態勢として災害警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>2 県民への広報</u> <u>県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。</u></p> <p><u>(呼びかける今後の備えの例)</u> <u>・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</u></p> <p><u>第3節 南海トラフ地震に関連する情報の伝達</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震に関連する情報(定期)及び(臨時)の伝達及び通報</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第3節 南海トラフ地震臨時情報等について</u></p> <p><u>1 情報の種類と発表条件</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"><u>情報名</u></th> <th><u>情報発表条件</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>南海トラフ地震臨時情報</u></td> <td><u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>
<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>					
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>					

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---



(新設)

<p>南海トラフ地震関連解説情報</p>	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>
-----------------------------	---

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
巨大地震警戒	<p>想定震源源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新				
		<table border="1" data-bbox="1196 209 2139 517"> <tr> <td data-bbox="1196 209 1402 416"><u>巨大地震注意</u></td> <td data-bbox="1402 209 2139 416"> <p><u>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u></p> <p><u>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 416 1402 517"><u>調査終了</u></td> <td data-bbox="1402 416 2139 517"> <p><u>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p> </td> </tr> </table> <p>※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲</p> <p>※2:モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始</p> <p>※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く</p> <p>※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40 km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。</p> <p>※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p> <p><u>第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</u></p>	<u>巨大地震注意</u>	<p><u>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u></p> <p><u>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p>	<u>調査終了</u>	<p><u>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>
<u>巨大地震注意</u>	<p><u>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u></p> <p><u>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p>					
<u>調査終了</u>	<p><u>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>					

(新設)

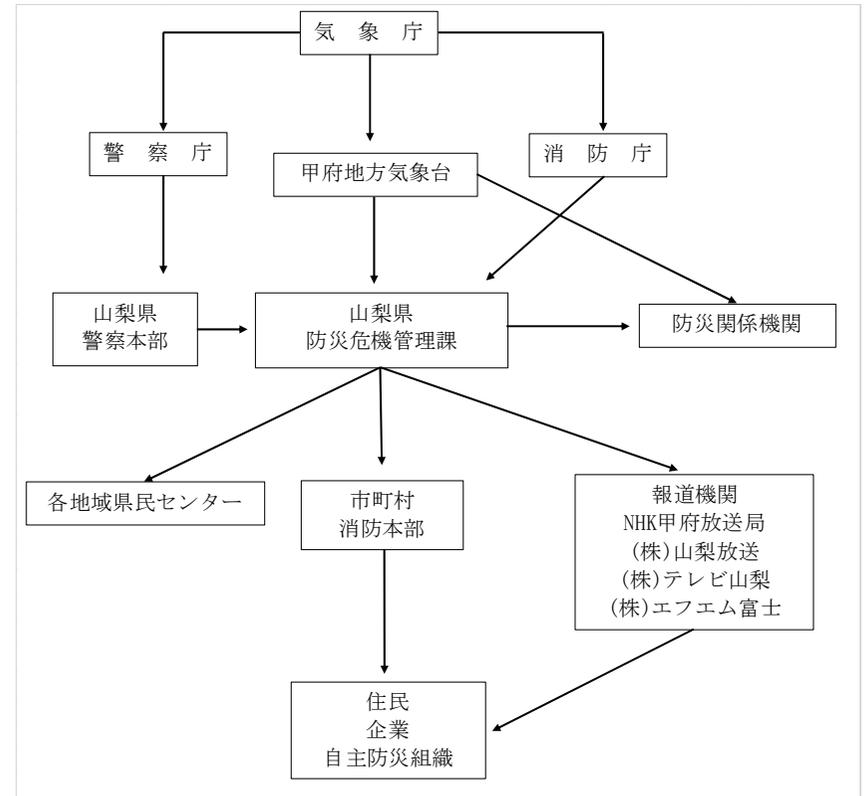
山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報(調査中)※県内震度が4未満	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認等 ○情報収集態勢 ・防災局職員2名+宿日直職員【勤務時間外】

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 205 1400 391"> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> </td> <td data-bbox="1400 205 2166 391"> <u>○庁内連絡会議の開催</u> <u>・発表された情報の共有</u> <u>・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等</u> <u>○災害警戒本部態勢</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 391 1400 558"> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> </td> <td data-bbox="1400 391 2166 558"> <u>○庁内連絡会議の開催</u> <u>・発表された情報の共有</u> <u>・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等</u> <u>○災害対策本部態勢</u> </td> </tr> </table> <p>2 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</u></p> <p>(1) <u>県の広報活動</u></p> <p>ア <u>広報体制</u> <u>県民に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>広報内容</u></p> <p>a <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する情報の周知及び内容説明</u></p> <p>b <u>主な交通機関運行状況及び交通規制状況</u></p> <p>c <u>ライフラインに関する情報</u></p> <p>d <u>推進地域内外の生活関連情報</u></p> <p>e <u>家庭において実施すべき事項</u></p> <p>f <u>自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ</u></p> <p>g <u>金融機関が講じた措置に関する情報</u></p> <p>h <u>県の準備体制の状況</u></p> <p>i <u>その他必要な事項</u></p> <p>ウ <u>広報手段</u> <u>報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報</u></p>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>○庁内連絡会議の開催</u> <u>・発表された情報の共有</u> <u>・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等</u> <u>○災害警戒本部態勢</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>○庁内連絡会議の開催</u> <u>・発表された情報の共有</u> <u>・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等</u> <u>○災害対策本部態勢</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>○庁内連絡会議の開催</u> <u>・発表された情報の共有</u> <u>・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等</u> <u>○災害警戒本部態勢</u>					
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>○庁内連絡会議の開催</u> <u>・発表された情報の共有</u> <u>・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等</u> <u>○災害対策本部態勢</u>					

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
		<p><u>車、インターネット、冊子など様々な広報手段により実施する。</u></p> <p><u>エ 報道機関との応援協力関係</u> <u>知事は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)の発表を受けたとき、放送機関との協定(「災害時における放送要請に関する協定」)により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。</u></p> <p><u>オ 住民等からの問い合わせに対する対応</u> <u>速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。</u></p> <p><u>(2) 市町村の広報活動</u> <u>市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。</u> <u>広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。</u> <u>また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。</u> <u>また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>ア 南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)</u> <u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。</u></p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
		<p><u>また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)</u></p> <p><u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難所の運営</u> <u>本編第3章による。</u></p> <p><u>(6) 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>ア 水道</u> <u>水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>イ 電気</u> <u>電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>ウ ガス</u> <u>ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</u> <u>また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</u></p> <p><u>エ 通信</u> <u>電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施す</u></p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
		<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>オ 放送</u></p> <p><u>(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(イ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>(7) 金融</u></p> <p><u>金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 交通</u></p> <p><u>ア 道路</u></p> <p><u>(ア) 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u></p> <p><u>イ 鉄道</u></p> <p><u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u></p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
		<p>(9) <u>県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p> <p><u>県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 各施設に共通する事項</u></p> <p><u>a 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達<留意事項></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。</u> <u>・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。</u> <p><u>b 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u></p> <p><u>c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p><u>d 出火防止措置</u></p> <p><u>e 水、食料等の備蓄</u></p> <p><u>f 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p> <p><u>h 各施設における緊急点検、巡視</u></p> <p><u>(イ) 個別事項</u></p> <p><u>a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置</u></p> <p><u>b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置</u></p> <p><u>c 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 児童生徒等に対する保護の方法</u> <u>・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u> <p><u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p><u>イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>(ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p><u>a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
335	<p>第4編 火山編</p> <p>第1章 地域防災計画・火山編の概要</p> <p>第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性</p> <p>2 想定される火山現象とその危険性</p> <p>(1) 想定される前兆現象</p> <p>ア 火山性地震(かざんせいじしん)</p> <p>火山_____周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。</p>	<p><u>b 無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p><u>c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>(イ) 市町村地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</u></p> <p><u>ウ 工事中の建築物等に対する措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(10) 滞留旅客等に対する措置</u></p> <p><u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。</u></p> <p><u>県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。</u></p> <p>第4編 火山編</p> <p>第1章 地域防災計画・火山編の概要</p> <p>第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性</p> <p>2 想定される火山現象とその危険性</p> <p>(1) 想定される前兆現象</p> <p>ア 火山性地震(かざんせいじしん)</p> <p>火山体およびその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。</p>
337	<p>第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(2) 噴火予報</p> <p>気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。</p>	<p>第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(2) 噴火予報</p> <p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に</p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
339	<p>(4) 降灰予報</p> <p>イ 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、<u>直ちに</u> 発表。 <u>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> <hr/> <p>ウ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。</u> 	<p><u>は及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></p> <p>(4) 降灰予報</p> <p>イ 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、<u>噴火発生後5～10分程度</u>で発表。 <u>降灰予報(定時)を發表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。降灰予報(定時)が未發表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。</u> <p>ウ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>降灰予報(定時)を發表中の火山では、降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。</u>
357	<p>第16節 医療救護体制の整備</p> <p>3 県は、一定程度の人数の負傷者に対する高度な治療体制を確保するため、山梨県大規模災害時 <u>医療救護マニュアル</u>に基づき、迅速に医療対策を実施するとともに、県外へのヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みをあらかじめ整備する。</p>	<p>第16節 医療救護体制の整備</p> <p>3 県は、一定程度の人数の負傷者に対する高度な治療体制を確保するため、山梨県大規模災害時 <u>保健医療救護マニュアル</u>に基づき、迅速に医療対策を実施するとともに、県外へのヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みをあらかじめ整備する。</p>
358	<p>第19節 災害ボランティア支援体制の整備</p> <p>1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>2 県は、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域の <u>ボランティア団体等</u>を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図るとともに、富士山周辺市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努める。</p>	<p>第19節 災害ボランティア支援体制の整備</p> <p>1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>2 県は、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域の <u>NPO・ボランティア等</u>を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図るとともに、富士山周辺市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努める。</p>
360	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
	<p>3 国の体制 (3) 緊急(非常)災害対策本部及び現地対策本部の設置 噴火警戒レベル5が発表された場合または居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 24 条及び第 28 条の2に基づく緊急(非常)災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)を設置する。</p>	<p>3 国の体制 (3) 緊急(非常)災害対策本部及び現地対策本部の設置 噴火警戒レベル5が発表された場合または居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 24 条及び第 28 条の2に基づく緊急(非常)災害対策本部 _____ を設置する。</p>
365	<p>第5節 避難行動 2 避難勧告又は指示等 (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市町村の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にはいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛省大臣の指定する者に通知する。</p>	<p>第5節 避難行動 2 避難勧告又は指示等 (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市町村の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にはいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。</p>
367	<p>7 避難所の開設・運営 (2)避難所の運営管理 エ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>7 避難所の開設・運営 (2)避難所の運営管理 エ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>
371	<p>第16節 災害ボランティア支援対策 2 災害ボランティアの活動の推進 県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福</p>	<p>第16節 災害ボランティア支援対策 2 災害ボランティアの活動の推進 県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福</p>

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
	<p><u>社協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。</u></p> <p>また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。</p>	<p><u>社協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。</u></p> <p>また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。</p>